

下記の設備を導入に対し、対象経費の2/3を補助します

松本市乗鞍地域温暖化対策設備設置補助金

○補助金について

乗鞍高原地域（脱炭素先行地域）において対象設備の導入や改修を行う市民や施設所有者に対し補助対象経費の2/3を補助します。

- ・対象者：乗鞍高原地域で対象事業を行う者。暴力団員及び暴力団関係者でない者
- ・期間：令和4年から令和8年
- ・補助金額：対象経費の2/3（断熱改修は上限あり）
- ・条件：整備する設備に関する調査・設計や、付帯設備は、必要最小限度の範囲に限り、交付対象に含めることができます（補助率は同じ2/3）



○申請書類

- ・松本市乗鞍地域温暖化対策設備設置補助金交付申請書
- ・誓約書
- ・見積書の写し
- ・仕様書又はカタログの写し
- ・工事対象箇所の写真
- ・等

一般住宅の★印は、松本市の省エネリフォーム補助金を併用することができます

※必要書類等の内容、様式のダウンロード、その他詳しくは松本市HPをご確認ください。

導入する設備	主な要件	一般住宅	宿・店舗等
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none">・固定価格買取制度（FIT）の認定を取得しないこと・自家消費（住宅や施設の消費電力量に占める太陽光発電電力量の割合を一定以上とすること。家庭用：30% 業務用：50%以上）	★	○
蓄電池	<ul style="list-style-type: none">・原則として、再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するもので、平時に充放電を繰り返すことを前提とした設備であること	★	○
熱利用設備 (薪ストーブ、太陽熱、その他)	<ul style="list-style-type: none">・薪ストーブの場合、副燃料として化石燃料（石油、石炭等）の常時使用を前提とするものは対象となりないのでご注意ください。	○	○
既存住宅断熱改修	<ul style="list-style-type: none">・1戸あたりの上限120万円・ガラス、窓、断熱材の導入改修に対する補助・専用住宅であること（店舗や事務所等の併用は不可）	★	—
高効率空調機器	<ul style="list-style-type: none">・従来の空調機器に対して省CO2効果が得られるもの 例) FF式暖房から、高効率エアコンに変更	○	○
高効率照明機器	<ul style="list-style-type: none">・調光制御機能を有するLEDに限る	★	○
高効率給湯機器	<ul style="list-style-type: none">・従来の給湯機器に対して省CO2効果が得られるもの 例) 従来のガス給湯器から「エコキュート」「エネファーム」「エコフィール」「エコジョーズ」などへの切り替え	★	○

※申請前に環境・地域エネルギー課へご相談下さい。

お問い合わせ

松本市役所 環境エネルギー部

環境・地域エネルギー課

✉ s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp

☎ 0263-34-3268

松本市ホームページ

松本市ホームページ内で検索

乗鞍脱炭素

